

第 104 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県立都市公園条例（昭和35年長崎県条例第39号）第21条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
西海橋公園	西海市西彼町大串郷25番地 9 グリーンメイク・岩永造園・中村造園 指定管理者共同企業体 代表 岩本 博美	令和 6 年 4 月 1 日から 令和11年 3 月31日まで
平戸公園 田平公園	諫早市宇都町27番 1 号 一般社団法人長崎県公園緑地協会 会長 大久保 潔重	令和 6 年 4 月 1 日から 令和11年 3 月31日まで
百花台公園	諫早市宇都町27番 1 号 長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体 代表者 大久保 潔重	令和 6 年 4 月 1 日から 令和11年 3 月31日まで

令 和 5 年 11 月 27 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

(提案理由)

県立都市公園の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の 2 第 6 項及び長崎県立都市公園条例第24条の規定により、あらかじめ議会の議決を経

る必要がある。これが、この案を提出する理由である。